

総社市電子入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が岡山県電子入札共同利用システム（岡山県及び岡山県内の市町村等で構成する岡山県電子入札共同利用推進協議会（以下「協議会」という。）が運営するシステムをいう。以下「電子入札システム」という。）を利用して行う入札（以下「電子入札」という。）及び見積書の徴収を実施するに当たり、協議会が定める岡山県電子入札共同利用システム利用規約（以下「システム利用規約」という。）に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、システム利用規約において使用する用語の例による。

(電子入札の原則)

第3条 電子入札の対象（以下「対象案件」という。）は、総社市契約規則（平成17年総社市規則第45号。以下「契約規則」という。）第5条に規定する公告又は第6条第2項に規定する通知において、入札の方法を電子入札に指定したものとする。

2 第5条に規定する利用者登録を行った者（以下「利用登録者」という。）が対象案件に参加するときは、電子入札をしなければならない。

3 対象案件に参加できる者は、利用登録者に限る。

(ICカードの取得等)

第4条 電子入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）の規定に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）を取得しなければならない。

2 入札参加者が電子入札システムで使用することができるICカードは、総社市競争入札参加資格及び審査等に関する要領第4条に基づく入札参加資格を有する者の代表者（入札の参加について権限を委任された者があるときは、当該委任された者とする。以下同じ。）と同一名義のものに限るものとする。

(利用者登録)

第5条 入札参加者は、ICカードを取得した後、システム利用規約に基づき、電子入札システムにより利用者登録をしなければならない。

(案件登録)

第6条 市長は、電子入札を実施しようとするときは、あらかじめ、電子入札システムにより電子入札に必要な事項の登録を行うものとする。

2 一般競争入札により電子入札を実施する場合においては、契約規則第5条の規定による

入札の公告に併せて前項の登録を行うものとする。

(指名の通知)

第7条 指名競争入札により電子入札を実施する場合は、電子入札システムを利用して送信する電子メールにより、指名の通知を行うものとする。

(入札参加表明)

第8条 一般競争入札の入札参加者は、対象案件に係る入札参加資格要件を満たすことを確認し、指定された期間内に電子入札システムへの登録により電子入札に参加する旨の意思表示を行わなければならない。

(入札書の提出)

第9条 入札参加者は、第6条第1項の規定により電子入札システムに登録された対象案件の入札受付開始日時から入札受付締切日時までの間に、ICカードを使用して電子入札システムへ入札金額(内訳書の添付を要する案件については、入札金額及び内訳書)(以下「入札金額等」という。)の登録を行うことにより入札書を提出しなければならない。

2 入札参加者は、入札金額等の登録に併せて、くじ番号欄に任意の3桁の数字を入力しなければならない。

3 提出した入札書の訂正、引換え又は撤回は認めない。

4 市長が特に必要があると認める場合を除き、入札書提出後の入札辞退は認めない。ただし、2回目の入札(以下「再入札」という。)を行う場合において、1回目の入札の開札後、再入札の入札書を提出するまでに入札辞退をする場合を除く。

5 入札回数は、2回までとする。ただし、あらかじめ設計価格を公表している案件については、1回とする。

(共同企業体の特例)

第10条 対象案件が総社市特定建設工事共同企業体取扱要領の適用を受ける場合において、共同企業体を結成して電子入札に参加しようとする者は、第8条及び第9条に規定する手続を共同企業体の代表者のICカードを使用して行わなければならない。

2 共同企業体を結成して一般競争入札により実施する電子入札に参加しようとする場合において、入札参加表明後、当該共同企業体の構成員の一部が入札参加資格を喪失したときは、当該構成員以外の構成員は、入札参加表明締切日時までの間に限り、入札参加資格要件を満たす他の構成員を補充し、新たに共同企業体を結成した上で、電子入札に参加することができるものとする。

3 前項の規定により共同企業体の構成員を変更する場合において、入札参加資格を喪失した構成員が当該共同企業体を代表する構成員であった場合は、新たに結成した共同企業体の代表者のICカードを使用して第8条に規定する手続を行わなければならない。

4 共同企業体を結成して電子入札に参加しようとする場合においては、第8条に規定する入札参加表明の登録に併せて、共同企業体名を登録しなければならない。

(開札)

第 11 条 開札は、あらかじめ指定した日時及び場所において、入札参加者のうち立会を希望する者（委任状による代理人を含む。）を立ち合わせて電子入札システムにより執行するものとする。この場合において、立会希望者が多数のときは先着順で 3 人を立ち合わせるものとし、立会希望者がいないときは当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

(同一価格での入札者が 2 人以上ある場合の順位の決定方法)

第 12 条 開札の結果、落札となるべき同一価格で入札した者が 2 人以上あるときは、第 9 条第 2 項の規定により入力した任意の 3 桁の数字を利用した電子くじにより順位を決定するものとする。

(入札の無効)

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) IC カードを不正に使用して行われた入札
- (4) 第 4 条、第 5 条、第 8 条、第 9 条又は第 10 条に規定する手続を経ずに電子入札に参加した者がした入札
- (5) 入札受付開始日時から入札受付締切日時までの間に入札書を提出しない者がした入札
- (6) 入札書に必要事項が記載されていない入札
- (7) 明らかに不正によるものと認められる入札
- (8) 開札日まで有効な IC カードを有しない者がした入札
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める入札条件に違反してなされた入札

(入札結果の通知)

第 14 条 市長は、落札者を決定した場合は、電子入札システムを利用して送信する電子メールにより、入札した者に対し入札結果を通知するものとする。

(書面による参加への変更)

第 15 条 入札参加者は、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、入札受付締切日時の 1 時間前までに、市長に所定の書面による参加申請書を提出し、承認を得た上で、当該電子案件におけるその後の手続きについて、書面により参加することができるものとする。ただし、一般競争入札により実施する電子入札に参加しようとする場合において、指定された期間内に電子入札システムにより入札参加表明の登録を行うことができない場合は、書面による参加を認めない。

- (1) 破損、盗難等のため電子入札に必要な IC カードが使用できなくなったとき。
- (2) その他やむを得ない事由があると認められるとき。

2 前項の場合、既に実施済みの第 8 条に規定する手続きは有効なものとして取り扱うもの

とする。

- 3 当初から書面による参加をし、又は途中から書面による参加に変更した者については、当該電子案件において電子による参加に変更又は復帰することを認めない。
- 4 第1項の書面による参加申請書の提出を受けた市長は、その内容を審査し、理由があると認められるときは書面による入札の承認を行うものとする。この場合において、入札参加者は、入札金額を記入、記名押印の上、くじ番号欄に任意の3桁を記入した入札書（内訳書の添付を要する案件については、入札書及び内訳書）を封緘して入札受付締切日時までに指定する場所へ持参すること。

（責任範囲等）

第16条 電子入札への参加に必要な手続を行う場合は、入札参加者が送信した当該手続に関する情報が電子入札システムに登録された時点で提出されたものとみなす。

- 2 前項の場合において、情報の送信には、使用する電子計算機の性能及び電気通信回線への接続状況等の良否により所要時間に差が生じることから、入札参加者は時間的な余裕を持って手続を行わなければならないものとする。
- 3 電子入札における期限等は、電子入札システム上の日付及び時刻を基準とする。

（電子入札システム障害時等における対応）

第17条 市長は、電子入札システム又は本市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）の障害等（以下「システム障害等」という。）により電子入札の実施が不可能と判断した場合は、電子入札を延期し、若しくは中止し、又は電子入札以外の入札に変更することができるものとする。この場合において、市長は、入札参加者に対し必要な事項を通知するものとする。

- 2 前項に規定する場合のほか、市長が特に必要があると認めるときは、電子入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをすることができるものとする。
- 3 市長は、前2項の規定により電子入札の中止又は取消しをした場合は、入札参加者の提出した当該入札に係る入札書等を無効とすることができる。

（入札参加者側の障害時等における対応）

第18条 市長は、入札参加者からシステム障害等以外の理由により電子入札ができない旨の申出があった場合は、その状況を確認し、必要に応じ入札参加者に対処方法を指示するものとする。この場合において、市長が特に必要と認めるときは、入札手続に関する期限等を変更することができるものとする。

（ICカード又はID等の不正使用）

第19条 市長は、入札参加者等がICカード又はID等を不正に使用して電子入札に係る手続を行ったことが判明した場合は、原則として当該手続を無効にするものとする。この場合において、当該不正使用が落札決定後契約締結前に判明したときは当該落札決定を取消し、契約締結後に判明したときは当該契約を解除するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、総社市建設工事等請負その他の契約に係る指名停止等措

置要領の規定に基づく指名停止を行うことができる。

3 市長は、IC カード又は ID 等の不正使用による損害については、一切の責任を負わない。

(準用)

第 20 条 電子入札システムを利用して行う随意契約に係る手続等については、競争入札に係る電子入札に準じて行うものとする。

(その他)

第 21 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 23 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。